

授業料減免等申請要項

【2019年度授業料第一期分】

下記の減免等の対象者に該当する場合は、本人の申請に基づき、授業料の減免（全額又は半額）、徴収猶予（納期限の延長）又は分割納付（最大3回）を認めることがあります。

減免等を希望される場合は、下記により申請手続きを行ってください。

※不明な点は、教務課学生係まで御相談ください。

記

1 減免対象者の要件

学業成績が優秀であると認められる者で経済的理由により授業料の納付が困難な者。

なお、留年者又は最短修業年限を越えた者及び合理的な理由がなく日本学生支援機構等の奨学金や修学資金の給付又は貸与の申請をしない者については、要件に該当するものであっても減免等は認めません。

(1) 「学業が優秀であると認められる者」とは、次のいずれかに該当する者をいうこと。

①学部学生

○1 年次に在学する者については、高等学校、中等教育学校又は専修学校の高等課程における学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.2以上の者又は国の行う大学入学資格検定に合格した者

○2 年次以上に在学する者については、前年度の必修単位数を満たしており、かつ前年度のGPAの値が2以上である者。

②大学院学生及び専攻科学生

○1 年次に在学する者については、入学試験の成績において、本人の属する専攻又は専攻科の平均水準以上の者。

○2 年次以上に在学する者については、前年度のGPAの値が2以上である者。

(2) 「経済的な理由」とは次のいずれかに該当するものをいうこと。

①学生の学資を主に負担している者（以下「学資負担者」という。）が生活保護法の適用を受けるに至ったこと。

②学資負担者が失業又は生業の不振に至ったこと。

③学資負担者が死亡し、又は疾病にかかったこと。

④学資負担者が天災、火災その他の災害により損害を受けたこと。

⑤その他①から④に相当する程度生活環境が経済的に困窮していること。

※②から⑤に該当する場合は、世帯の1年間の総所得金額が本学の定める所得基準額以下であること。

2 徴収猶予又は分割納付対象者の要件

1 (1) に該当し、かつ、1 (2) 又は次のいずれかに該当することにより、納期限までに授業料の納入が著しく困難な者。

なお、留年者又は最短修業年限を越えた者及び合理的な理由がなく日本学生支援機構等の奨学金や修学資金の給付又は貸与の申請をしない者については、要件に該当するものであっても減免等は認めません。

(1) 学資負担者の収入が季節的に著しく変動するものであること。

(2) その他(1)に相当する程度生活環境が経済的に不安定なこと。

3 減免等の種類

- (1) 減 免 : 「全額」又は「半額」免除の2種類
- (2) 徴収猶予 : 第一期は8月末、第二期は2月末が期限
- (3) 分割納付 : 最大3回まで分割納付が可能

4 受付期間

2019年4月3日(水)から4月26日(金)まで【期間内必着】

※受付期間内であっても書類不備等の場合は受理できないので、余裕をもって申請すること。

5 手続場所 教務課窓口 ※必ず窓口へ持参すること。

6 提出書類

- (1) 提出書類チェックリスト
- (2) 申請書(様式第4号)
- (3) 家庭状況調書(様式第2号)
- (4) 減免等の対象者に該当すること及び家計状況等を証明する書類
※用意すべき書類は申請者により異なるので、必ずチェックリストを参照し、必要書類を揃えたうえで申請すること。
- (5) 納入通知書(申請の際、第一期の通知が届いている場合)
※減免等の申請をする場合は、授業料を納付せずに、納入通知書を申請書類と一緒に提出すること。
- (6) 証明書(別紙)
※世帯内に高校生以上の就学者がいる場合は必ず提出すること。
※奨学金の貸与始期及び貸与額が分かる書類の写を添付すること。

7 現況確認

- (1) 期間
2019年6月3日(月)から6月28日(金)まで【期間内必着】
- (2) 内容
市区町村において、平成2018年1月～12月の所得内容が記載された所得証明書を取得のうえ、期間内に郵送または窓口持参にて教務課へ提出すること。
- (3) 注意
 - ・期間内に必ず提出すること。なお、提出しなかった場合及び所得が申請書記載内容と異なっている場合は、減免が取り消される可能性があります。
 - ・2019年分(2018年1月～12月の所得内容が記載された)所得証明書等については、**2019年6月1日以降発行開始となります。**(詳細は市区町村へお問い合わせ下さい)

8 その他

- (1) 減免を申請した者が、必ず減免等が認められるとは限りません。
- (2) 減免等の結果は、各人宛通知します。なお、納入すべき授業料は、減免等の決定後に送付される新たな納入通知書に記載されている納入期限までに納めてください。
- (3) 申請後、必要に応じて掲示、電子メール、電話等により内容確認、不足書類の提出依頼等の連絡をすることがありますので、日常的にチェック願います。
- (4) 虚偽の記載により申請を行ったことが判明した場合には、授業料免除決定後であってもこれを取り消すことがあります。